

かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例(仮称) 骨子案についての御意見と考え方について

【総則】◎前文

No	御意見	考え方
1	前文に補足の文章を入れてほしい。 5行目「ところである」の後に 「・・・ところである。また、電動アシスト自転車や幼児2人同乗自転車、スポーツタイプ自転車の利用者が増えるなど多様化が進む一方で、ブレーキのない・・・」	条例制定の背景を説明した前文については、できるだけ簡潔で分かりやすいものとするため、ご指摘のような背景もあるとは思いますが、本条例骨子案のとおりの記事とさせていただきます。

【各主体の責務・役割】◎自転車利用者の役割

No	御意見	考え方
2	自転車利用者の役割の3項目目 ○防犯登録が努力義務のような表現になっているのは誤解を生むので修正下さい(防犯登録は法律上の義務です)	ご指摘のとおり、防犯登録は法律上の義務であり(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律)、現在の記述ではご指摘のような誤解を与えかねないことから、防犯登録に関する記述については、「盗難防止のため、自転車の確実な施錠を行うよう努めるとともに、防犯登録を受けなければならない。」と修正いたします。

【施策】◎自転車損害賠償保険等への加入

No	御意見	考え方
3	○総則前文にあるように、自転車事故を起こさないための安全利用の啓蒙活動が一番重要なことはもちろんであるが、本条例施策である賠償保険等への加入義務は自転車事故による近年の高額賠償の事例を見ても、被害者救済の観点だけでなく、加害者側の賠償資力確保のためにも意義があると考えます。	ご賛同いただきありがとうございます。

No	御意見	考え方
4	<p>○弊社は、鹿児島県において既に団体の独自制度で「自転車保険」を推進しており、また、同様の補償を付帯している他の制度も存在しています。今後、本条例普及のためにもさらに活動を推進してまいります。</p> <p>○条例骨子には、「県及び関係団体は、自転車損害賠償保険等へ加入する者の利便に資するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。」とあります。</p> <p>○一方、上記にもありますように自転車事故に対応する保険は「自転車保険」だけではなく、自動車保険、火災保険等へ付帯できる「個人賠償責任保険特約」さらには、共済での補償等各種あり、ケースによっては重複して加入してしまうことにより不要な保険料負担を惹起することも想定されます。</p> <p>○よって、情報提供にあたっては知識を備えた、現行の鹿児島の事業者である損害保険各社の保険代理店網を活用しつつ、県として普及活動のためのツール(チラシ等)を準備することが肝要と考えます。</p> <p>○また、広くその重要性を普及するためには、できるだけ多くの保険事業者が普及に関与することが望ましいと考えます。</p> <p>○これらを踏まえ、既に多数の事業者が存在し、これまで賠償責任保険等の推進の役割を果たしてきた事業者(既存代理店)を尊重した体制整備を実施することが正しい加入と広い普及を推進することにつながると考えます。</p> <p>○加えて、本条例の施行にあたり、地場の既存事業者の権益に影響が出るような制度構築に際しては十分な配慮をしていただきたくお願い申し上げます。</p> <p>○より多くの関係団体が等しく本条例を普及、推進できるような運用が本条例の広い普及につながります。</p> <p>○そのために、各関係団体に推進方法につき提案を受け、条例運用に反映していただきたく合わせてお願いいたします。</p>	<p>ご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>全ての自転車利用者が適切に自転車損害賠償保険等に加入するためにも、広報・周知活動は非常に重要であると考えており、県としてしっかり取り組むよう関係部局にお伝えします。</p>

【施策】◎乗車用ヘルメットの着用等

No	御意見	考え方
5	<p>乗車用ヘルメットの着用等 2,3項目目について 2項目, 3項目, とともにヘルメット着用が義務であるかのように受け取れるのですが, 単純な表記間違いなのでしょうか。それとも, 条例で義務化するのでしょうか。 ちなみに京都府では, 自転車同乗幼児について, ヘルメットの着用の義務化を平成20年4月1日施行の条例で定めており, これは着用が努力義務にとどまった道路交通法の施行(20年6月1日)に先んじた画期的なものであります。 この2,3項目目が文面通りであるなら大いに賛成いたします。</p>	<p>ご賛同いただき, ありがとうございます。 ご指摘のとおり, 道路交通法では, 保護者に13歳未満の児童又は幼児にヘルメットを着用させる努力義務が定められておりますが, 本条例骨子案においては, 中学生(全学年)までの幼児, 児童, 生徒にヘルメットを着用させるよう保護者に義務づけることとしています。</p>

【その他】

No	御意見	考え方
6	<p>○鹿児島中央駅東口に自転車専用道路を設けて頂きたいです。規制されても守らない人が多いため。一部区域の通行を認め, 歩行者が通行する際, 横断歩道を渡るようにすると, 自転車の不満を和らげる事につながると思います(東口を押して通るのは遠すぎる)。 ○手信号の普及を。手信号なしに曲がってくる自転車が多く, ニアミスの事例が少なくありません。手信号があるかないでは安全性に大きな差が出ます。 ○歩行者にも適切な通行を。自転車が通行するように設けられた道を通る歩行者もおり, 自転車との事故が起こりそうになるケースも少なくありません。 ○自転車の徘徊問題。高齢者の自転車徘徊も一部見られ, 事故につながる事も珍しくありません。 ○自転車を見かけたら回避行動を。自転車を見かけたら迷わず回避行動を取る。ぶつかりそうになったら両手を上げるのも重要です。段差や障害物を利用すると回避しやすいです。 ○対向に自転車→一旦降りる。正面衝突は重大事故になりやすいので, 一旦降りてやり過ごすのが一番</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 なお, 手信号については, 既に道路交通法上, 自転車運転者の義務と規定されているため, 改めて本条例骨子案には盛り込んでいないところです。</p>